

各都道府県・政令指定都市 障害者施策担当 御中

政策統括官（政策調整担当）付
参事官（障害者施策担当）付

障害者差別に関する相談窓口試行事業「つなぐ窓口」開設について

平素より障害者施策に御尽力いただき、御礼申し上げます。

令和3年6月に公布された障害を理由とする差別の解消に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号。以下「改正法」という。）が、令和6年4月1日に施行されます。改正法では、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、国・地方公共団体の連携強化、相談対応を担う人材の育成及び確保についての責務が明確化されています。

また、令和5年3月に改定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）においては、障害を理由とする差別に関する相談対応について、「内閣府において、障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討を進めること」が明記されています。

これを受けて内閣府では、令和5年度・6年度の調査研究事業として、令和5年10月16日から障害者差別解消法に関する質問に回答するほか、相談事案を適切な相談窓口につなげる「つなぐ窓口」を試行的に設置することとしました。

「つなぐ窓口」では、受け付けた相談事案について、各地方公共団体・各府省庁等の適切な相談窓口につなぎ、つないだ相談窓口において公正・中立的な立場で障害者・事業者双方の間に立ち、相互理解や建設的対話を促進し、事案の円滑な解決を図っていただくことにより、国と自治体が連携・協力した障害を理由とする差別の解消を推進することとしています。

各地方公共団体に居住の障害者や所在の事業者等からの相談があった場合には、該当の地方公共団体の相談窓口等に取り次ぎしますので、本窓口の趣旨を御理解の上、御対応いただきますようお願いいたします。また、地方公共団体からの御相談も各府省庁等と調整し、取り次ぎしますのでぜひ御活用ください。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市を除く。）や関係機関・団体に対して、各政令指定都市におかれましては、関係機関・団体に対して幅広く周知いただきますようお願いいたします。併せて自治体HPや広報誌への掲載についてもご協力いただきますようお願いいたします。

【掲載 URL】

- 内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進」
「相談窓口事業「つなぐ窓口」」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_tsunagu.html

【問合せ先】

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付
障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
TEL：03-6257-1458
Mail：i.s-houshin@cao.go.jp